

# 大学不動産連盟 地域情報交換会運営細則

令和元年5月24日

## 第1条 目的

大学不動産連盟に加盟の大学単独の情報交換会にとどまることなく、地域の不動産情報、人的な交流を深めることにより会員間の取引、成約を高めることを目的とする。

## 第2条 名称

大学不動産連盟（略称「UREL」）・地域情報交換会を冠しその後に各会の名称をつける。

## 第3条 世話人会

大学不動産連盟の加盟校は、原則として世話人を1名以上任命し、地域情報交換会に参加することができる。世話人会は地域情報交換会の意思決定機関である。世話人会は随時開催し、4月の開催時に下記事項を決定する。

- ① 役員の選任
- ② 会計報告とその承認
- ③ 成約実績の報告
- ④ その他地域情報交換会で必要とする事項

## 第4条 新規設立

地域情報交換会を新規設立しようとする者（以下新規開設者とする）は、「新規地域情報交換会開設願」を所属大学不動産会の理事を通じ、情報部会に届け出る。情報部会は、運営委員会にて協議の上、「意見書」を新規開設者に交付する。新規開設者は、「意見書」に基づき調整し完了後、「新規地域情報交換会承認願」を情報部会を通じ理事会に申請し、承認後活動を開始する。

## 第5条 地域情報交換会の活動

定期的な情報交換会の開催、懇親会の開催、勉強会の開催、成約実績の管理報告、会計報告等とする。

## 第6条 組織

大学不動産連盟のもと、各地域情報交換会は世話人会で決定した下記の役員を置く。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 2名
- ③ 事務局兼会計 1名以上
- ④ 会計監査役 1名以上

## 第7条 決議

役員を選任、その他決議事項については、世話人会において多数決によらず全会一致とする。

## 第8条 任期

役員任期は2年とする。但し互選を妨げず。

## 第9条 情報交換会の開催

地域情報交換会は毎月1回を原則とし、最低でも隔月1回以上とする。

## 第10条 情報交換会の通知

情報交換会の開催通知は各地域情報交換会事務局並びに各校の世話人を通じて各校の事務局より各校の会員に連絡を行う。

地域情報交換会開催通知の流れ

(地域情報交換会事務局→各校の世話人→各校の事務局→各校の会員)

## 第11条 参加資格

- ① 大学不動産連盟に加入している各校会員は各地域情報交換会に自由に参加できる。
- ② オブザーバー校の会員は連盟の会員に準じて参加することができる。
- ③ 加盟校、オブザーバー校以外の者は参加することができない。但し、例外措置として、将来オブザーバー校として加盟を目指す者については、各地域情報交換会の代表が、その地域情報交換会の世話人全員の意見をきいて、異議なく承認された場合に限り、参加することができる。

## 第12条 参加者の確認

各校の世話人は参加者が当該校の会員であるかどうかを確認する。

## 第13条 参加者の遵守事項

### 第1項

- ① 参加者は平等であり自己の責任において参加し相互の立場を尊重する。
- ② 本会は不動産の売買、賃貸等に関する実質的な情報交換会の場であるため、参加者は物件情報を持参する。資料には各所属会のコード番号又はスクールカラーを記載する。配布資料は原則としてA4サイズとする。
- ③ 情報交換会で交換された情報の取扱いについては不正な使用を禁ずる。
- ④ 各情報交換会の参加者は一部に偏ることなく各大学でバランスを取るよう心掛ける。
- ⑤ 各参加者において、宅地建物取引業法にかかる取引情報を提供する場合には、配布資料に「会社名」と「宅地建物取引業免許番号」を記載する。
- ⑥ 会の運営、風紀を乱す行為、及びハラスメント行為を禁ずる。

## 第2項

第1項①、③、⑤、及び⑥を遵守しない参加者に対して、次のとおり対応する事が出来る。

- ① 当事者の所属する地域情報交換会世話人と所属不動産会への報告。
- ② 世話人会による当事者への調査・聴聞（二度にわたり聴聞に応じないときは不正を認めたこととする）の実施。
- ③ 世話人会による6ヶ月以内の出席停止処分の決定。但し、処分期間の延長は妨げないものとする。
- ④ 代表世話人は、出席停止処分の決定がなされた場合は、当事者への通知を行うと共に、大学不動産連盟理事長並びに当事者の所属大学不動産会に報告する。

## 第14条 会費及び寄付金

- ① 地域情報交換会の参加費は千円相当を目安とする。
- ② 情報交換会は会員間で取引が成立したときは成約寄付金を受け取ることができる。
- ③ 寄付金の額は任意とし強制的に徴収はしないこととする。
- ④ 寄付金の受領目的は特別会費とし消費税を含まないこととする。
- ⑤ 寄付金は全て当該会員が所属する地域情報交換会の会計に納入し、その地域交換会は統一様式の領収書を発行する。その配分は大学不動産連盟25%、各大学25%、地域情報交換会50%とする。
- ⑥ 寄付の集計は毎月末日までとし、翌月末日までに配分する。

## 第15条 統一書式

寄付金の実績報告書、領収書、その他帳票は不動産連盟が指定した統一様式による。

- ① 会員間で成約ができたときは【附録様式1】の地域情報交換会成約報告手順により報告する。成約報告書の様式は情報部会で定めた書式に基づくものを使用する。
- ② 地域情報交換会で発行する領収書の様式は【附録様式3】による。

## 第16条 運営細則の改正

運営細則の改正は理事会の決議をもって行なう。

## 第17条 報告義務

地域情報交換会事務局は、成約の有無にかかわらず成約実績や寄付金の集計を毎月末日までに行い、翌月末日までに大学不動産連盟情報部会に報告しなければならない。  
また情報部会は、集計結果を適宜大学不動産連盟理事会へ報告する。

## 第18条 紛争の解決

地域情報交換会で紛争が生じたときは各大学不動産会において解決する。

## 第19条 地域情報交換会の承認取消

大学不動産連盟理事会は地域情報交換会が正しく機能していないと認められるとき、その情報交換会に対して注意、指導さらに承認を取り消すことができる。

## 第20条 定めのない事項

その他定めのない事項は世話人会で決定し理事会で承認する。

平成19年3月13日 実施施行

平成19年9月11日 一部改正

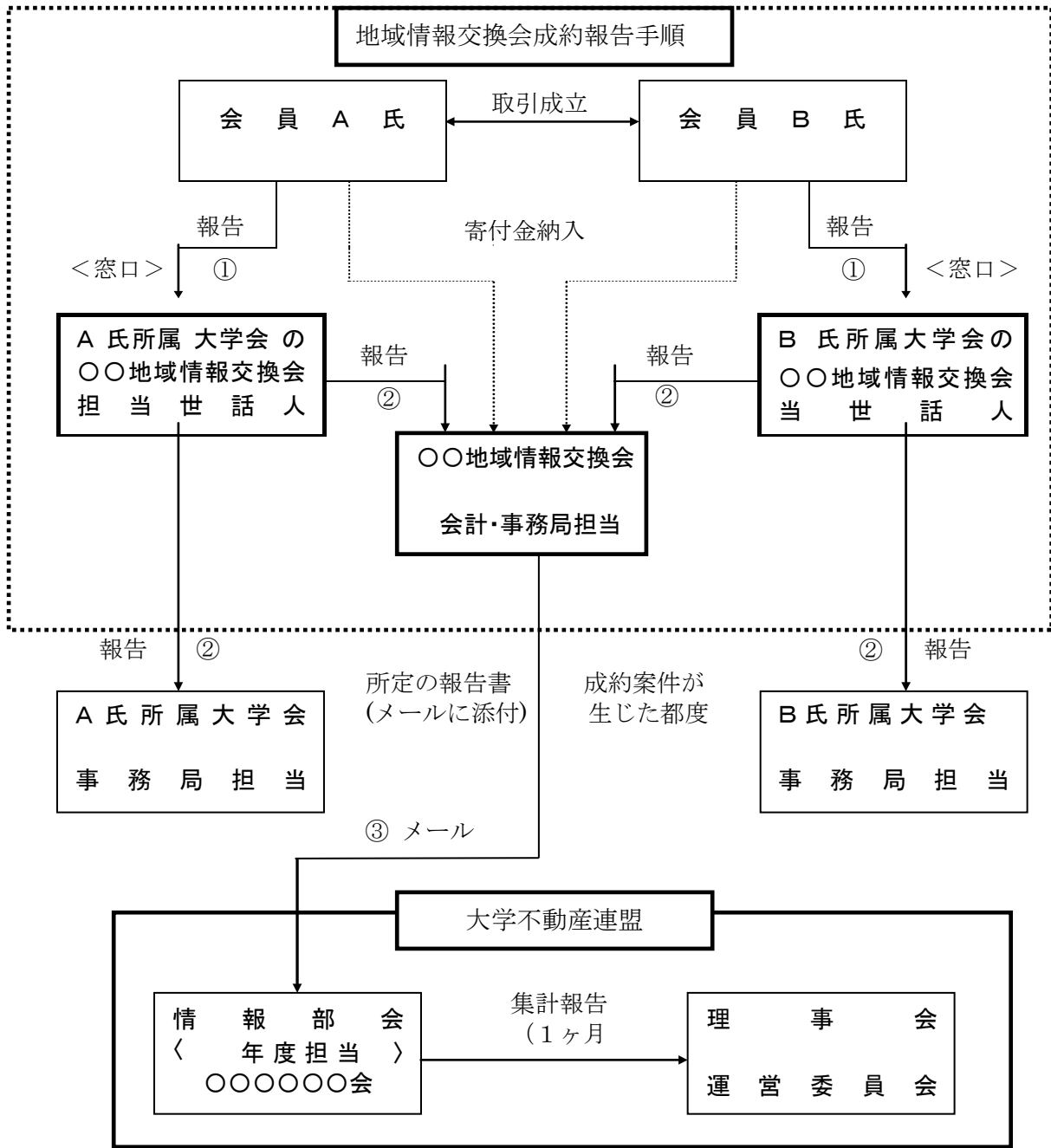
平成23年2月8日 一部改正

平成27年5月12日 一部改正

平成31年2月12日 一部改正

令和元年5月24日 一部改正

【附録様式1】



5. 報告書フォームのファイル名

報告書フォーム (Excel シート) を送るときは下記のファイルとする



【附録様式3】

株式会社〇〇〇〇〇

御中

本日、下記のとおり特別会費を領収致しました。

領収金額

¥30,000☆

成約報告書

平成 18 年 7 月 1 日

発行者

大学不動産連盟(U R E L)

〒169-0074

東京都新宿区北新宿1丁目27番12号-301朝日測量内

大学不動産連盟事務局

TEL: 03(3366)3311

FAX: 03(3366)2311

会計担当者: 〇〇〇〇



以上